

令和6年 承認第5号

臨時代理の承認について

令和6年度学校評議員の選任について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号。以下「事務委任規則」という。）第3条により別紙のとおり臨時代理したので、事務委任規則第4条により報告し、承認を求める。

令和6年5月21日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号。以下「事務委任規則」という。）第2条第17号に基づく学校評議員の選任について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和6年4月1日

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

1 臨時代理の内容

令和6年度学校評議員の選任について

2 学校評議員一覧

別添のとおり

令和6(2024)年度 学校評議員名簿

北部小学校

番号	氏 名	職業・役職等	備 考
1	鈴木 淳	元福谷区長	
2	前川 和彦	元蒔生区長	
3	青木 公男	民生児童委員	
4	大島 尚子	帰西寺	
5	平岡 深雪	城山保育園長	

黒笹小学校

番号	氏 名	職業・役職等	備 考
1	鈴木 久枝	保育園長	
2	松本 大樹	会社員、元PTA会長	
3	大門 樹久世	公益財団法人職員、人権擁護委員	
4	川上 治美	青少年補導員	
5	芹川 友紀	会社員、民生児童委員	
6	河隅 貴子	青少年補導員	

みよし市立学校評議員制度実施要綱

みよし市教育委員会

(趣旨)

第1条 少子高齢化、国際化などの進展や地方分権の推進に伴い、教育の分野においても、時代の変化に対応し得る改革が強く求められている。とりわけ学校教育では、地域の教育の力を生かし、地域に開かれた特色ある教育を推進した学校運営が求められている。

学校が推し進めようとする教育活動が、地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校をより開かれたものにする必要がある。

そのために、各学校が保護者や地域住民などの意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況などを周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくことが重要である。

みよし市教育委員会は、こうした地域全体から学校及び校長への支援体制をつくるため、学校評議員の設置を実施する。

(学校評議員の任務及び義務)

第2条 学校評議員は校長の求めに応じ、学校の経営方針や教育活動の実施、学校と地域社会との連携の進め方などについて、幅広い視点から学校への意見・助言を述べたり協力したりする。ただし、個々の教員の教育活動、人事異動などプライバシーに関すること、及び学校予算など、学校経営について意思決定を行ったり、答申や建議を行ったりするものではなく、その他教育の中立性を侵すものは除くこととする。

2 学校評議員は、学校で知り得た事項について守秘義務を有する。

(学校評議員の委嘱等)

第3条 学校評議員は、学校や地域の実情において、次に挙げるものの中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

(1) 地域の有識者

(2) その他校長が必要と認めるもの

(学校評議員の人数)

第4条 学校評議員の人数は、学校や地域の実情などを踏まえて、校長が決定する。

(学校評議員の任期)

第5条 学校評議員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。ただし、同一人物が長期にわたって就任することがないように配慮する。

(学校評議員との意見交換)

第6条 校長は学校評議員が一堂に会し意見を述べる機会（学校評議員会）を設定する。

- 2 校長は、必要に応じて個々の学校評議員の意見を求めることができる。
- 3 相談に回数や時期は、学校の実情に応じて校長が決定する。
- 4 相談を行う場合には、校長が指名する教職員が出席することができる。

(事務)

第7条 学校評議員に関する事務は、校務分掌上に位置づけるものとする。

(報告)

第8条 校長は、次の各号に示す内容をみよし市教育委員会に報告する。

- (1) 学校評議員名簿（様式1）
- (2) 学校評議員設置計画について(様式2)
- (3) 学校評議員設置の成果と反省について（様式3）

附 則

この実施要綱は、平成15年5月21日より施行する。

平成22年1月4日より施行する。